

## 個人情報保護審議会（第63回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### (1) 日時

平成15年12月22日(月)午後5時から午後7時15分まで

#### (2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 7階 「寿」

### 2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
伊藤 潤子	齋藤 修	藪野 正昭

### 3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

### 4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(企画管理部企画調整局課長(電子県庁担当))

課長補佐	西井 正和	主査	山下 正人
主任	横山 淳		

### 5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

諮問受付番号14-5号案件(オンライン結合による提供制限の例外)

【電子申請システムの件】

### 6 議事の要旨

調査審議事項

諮問受付番号14-5号案件(オンライン結合による提供制限の例外)

委員：電子申請システムの件(オンライン結合による提供制限の例外)については、本年3月に当審議会でも審議し、限定された範囲について認める答申を出した。本日は、その後の状況を踏まえたご説明をしていただきたい。それでは、実施機関(企画管理部企画調整局課長(電子県庁担当))より説明していただく。

企画管理部企画調整局課長(電子県庁担当) 着席

企画管理部企画調整局課長（電子県庁担当）の職員から説明が行われた。

委員： 二点確認させていただきたい。まず、法律、政省令及び条例、規則に基づく電子申請の場合は、オンライン化法等と制定予定のオンライン化条例等に基づき処理をするということで、個人情報保護条例上は、第8条第2項で定める法令等に定めがあるオンライン結合による提供に該当する。したがって、当審議会の審議が必要となるのは、要綱・要領等に基づく電子申請の場合である。

また、電子認証、電子決済を必要とする手続については、改めて当審議会で審議をするため、今回の審議の対象とはなっていない。以上の整理でよいか。

課長（電子県庁担当）： はい。

委員： 資料P6の電子申請システムの機能イメージ図に、ID、パスワードとあるが、様式を取得する前に本人確認を行うことになっているのか。

課長（電子県庁担当）： 手続によるが、申請出来る者が限定されている場合は、様式の取得前に本人確認を行う。例えば、入札参加資格申請の場合、すでに登録されている者が申請の対象者となる。他の者が申請してきた場合、却下するしかない。したがって、様式取得前に本人確認を行うのは、範囲を特定するためである。また、いたずら対策のため、手続ごとにID、パスワードを発行する。

委員： 最初にID、パスワードの申請をして、そこで申請できる者を特定するのか。

課長（電子県庁担当）： そうである。ID、パスワードは、対面もしくは、郵送により渡すことになる。

委員： 申請できる者が限定されていない手続の場合のID、パスワードは、どのように発行するのか。

課長（電子県庁担当）： インターネットでの自動発行方式をとっている場合がある。例えば、職員採用試験では、試験会場で本人確認を行い、また、採用時に関係書類の提出により必要な資格審査を行うことができるため、自動方式をとっている。

委員： 15年度に実施された手続の申請状況はどのようなものか。また、何かトラブル等はあったのか。

課長（電子県庁担当）： 職員採用試験には、上級、中級、初級、障害者、経験者等いろいろと種類がある。初級・中級については、660件のうち約60件が電子申請により行われ、障害者については、10件程度であった。現在、経験者採用試験の受付を行っているところであるが、200件を超えている。経験者の場合、パソコンに慣れていること、また、遠隔地に住んでいることから電子申請が多いと思う。いずれにしても、職員採用試験の申込についての電子申請で、トラブルはなかった。

委員： 来年1月から公的認証が始まると聞いたが、県民の認知度、県民に対する周知は、どのようになっているのか。初級・中級の申請が1割弱ということをごどのように評価しているのか。

課長(電子県庁担当)： 初級・中級の場合、高等学校等の教師がとりまとめて申請するケースが多いので、電子申請の件数が少ないと考えている。他府県においても、初級・中級の件数は少ない。これに対し、本人が自ら申請する経験者は申請件数が多い。以前から電子申請による受付を行っている県では、電子申請の割合が増えてきている。

委員： 電子申請システムと文書管理システムの関係であるが、処理が終わったものについて、審査終了メールを申請者がダウンロードした時、申請システムとしては終了か。

課長(電子県庁担当)： そうである。

委員： しばらくの間、申請システムの方にもデータが残るのか。

課長(電子県庁担当)： そうである。審査終了メールの有無について、争いがあった場合に備え、年度終了後1年間は保存する予定である。

委員： 文書管理システムでは、通常文書管理システムの保存期間により管理することになるのか。

課長(電子県庁担当)： そうである。

委員： 行政にとって、このシステムは効率が上がるものなのか。

課長(電子県庁担当)： 紙による申込み後に、改めてデータを入力していたもの、一時期に申請が集中する手続については、効率は上がると思う。入札参加資格の場合、項目の確認等を電子申請システムが行うため、職員の負担は軽減されると思う。ただ、年間件数が少ないものについては、紙による申請との併用のため、効率についてはわからない。

委員： 3年間で600手続、全体で2200手続について電子化を予定しているのか。

課長(電子県庁担当)： 国の方は、対面審査が必要なものを除き、原則すべて行う予定である。本県も基本的には同様の考え方である。ただし、国は、17年度に年間件数が0件の手続等について、見直しをする予定で、本県としては、それを踏まえて対応していきたいと考えている。現在、年間申請が0件のものが1000手続ほどある。

委員： 申請システムは県独自のものか。

課長(電子県庁担当)： パッケージシステムで、基本的に総務省のガイドラインに沿って作っている。

委員： 県内の市町との共同利用についてはどのようになっているのか。

課長(電子県庁担当)： 現在、市町に呼びかけており、17年度にこのシステムを使って申請・届出手続ができるよう進めている。

委員： 窓口での行政指導が必要なもの、添付書類等の電子化が難しいものを見極めが難しいと思う。

課長(電子県庁担当)： 電子化しない申請は、対面審査が必要なものに限るとしているが、

根拠法令において、対面審査の根拠はないが、現実には、対面審査により申請を受け付けている手続もあり、実務の面から電子化が困難なものがある。

委員： 15年3月に一部の電子申請に限定して、オンライン結合による提供制限の例外を認めた。今回は、要綱、要領に基づき、16年1月以降に実施する申請・届出手続（15年度（11手続）、16年度（19手続）、17年度（9手続））が審議の対象である。なお、電子認証、電子決済を必要とするものについては、そのシステムが明らかになった際に、説明していただきたい。取り扱われる個人情報、紙による申請と同様の情報であるので、オンライン結合による提供制限の例外について認めてもよいか。

委員： 異議なし。

委員： 答申案についてご意見をお伺いしたい。

委員： （6）は、具体的には、兵庫県電子申請システム利用規約において目的外の利用を禁止していることを明らかにしているという趣旨か。

委員： そうである。電子申請の画面の中で、規約を見れるようにしており、申請データを他の業務に利用しないことを明記している。

委員： 利用規約自体は、情報の流出や漏えい防止を実施するということだがメインではないのか。したがって、（6）は「県の職員が申請・届出（申込）に係る個人情報を業務の目的外に利用することを禁ずること等、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを「兵庫県電子申請システム利用規約」において明記し、電子申請システムを利用する県民等に明らかにしていること」の方が正確であると思う。

委員： 流出、漏えいについては、（3）（4）（5）に記載しているので、（6）では記載していないのか。

委員： （3）（4）（5）については、システム上の措置について、（6）は、運用上の措置についての記載となっている。

委員： 安全の措置については、（3）と同様であるから、案のままでよい気もする。

委員： 規約により禁じられているというよりも、個人情報保護条例により目的外の利用・提供が禁じられていると記載した方がよいのではないか。

委員： ただ条例で禁止されていることを、あえて記載する必要はないように思う。

委員： （3）（4）（5）から、システム上、本人の権利利益を侵害するおそれはないはずだが、そうでない部分について、条例や規約で対応しているという趣旨か。

委員： そうである。（6）を記載するとすれば、「県の職員が申請・届出

(申込)に係る個人情報を業務の目的外の利用を行わないことや、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを「兵庫県電子申請システム運用管理要綱」「兵庫県電子申請システム利用規約」において明記し、電子申請システムを利用する県民等明らかにしていること。」とした方がいいと思う。

委員： ただいまの意見を踏まえて、答申の文言を訂正することとしたい。なお、文言の訂正については、会長と事務局で調整し、再度、各委員の意見を求めることとしてよろしいか。

委員： 異議なし。

## 7 会議に付した資料

個人情報保護審議会(第63回)資料